

規制の事前評価書

政策の名称	若者の職業の選択に資する情報の提供	担当部局名	職業安定局派遣・有期労働対策部	作成責任者名	若年者雇用対策室長 牛島 聡	評価実施時期	平成27年3月
法令案等の名称・関連条項	動労青少年福祉法等の一部を改正する法律案(青少年の雇用の促進等に関する法律)第13条及び第14条(職業の選択に資する情報の提供)						
規制の目的、内容及び必要性等	【現状及び問題点】 ○ 企業が労働者の募集を行う際、労働条件以外の職場の就労実態に関する情報を公表するかどうかは、企業の自主的な取組に委ねられている。 ○ しかし、若者について、就職の際に当該企業の情報が入手できなかった場合に転職希望が高まる傾向にあるといった調査結果もあり、就職時に企業の就労実態に関する情報を十分に入手できていないことが、若者の高い離職率の要因の一つと考えられる。 【規制の目的、内容】 ○ 新卒時におけるマッチングの向上を図るため、新規学校卒業者の募集を行う事業主等に対し、若者の職業の選択に資する情報を広く提供することを努力義務の対象とするとともに、応募者等からの求めに応じて、当該情報を提供することを義務付けることとする。 ○ また、公共職業安定所や職業紹介事業者へ新規学校卒業者に関する求人の申込みを行う事業主に対し、求職者等が公共職業安定所等に当該情報を求めることも想定されることから、公共職業安定所等から求めがあった場合には当該情報を提供することを義務付ける。 【規制の必要性】 ○ 社会経験の乏しい新規学校卒業者が就職活動を行う際に、企業の人材育成の取組等の情報を入手できるようにすることは、若者にとっては職業の選択に資するものであるとともに、企業にとっては望む人材の円滑な採用に資するものであることから、事業主が新規学校卒業者の募集を行う際に、職場の就労実態に関する情報を積極的に提供するように促すことが必要である。						
想定される代替案	新規学校卒業者からの求めがなくとも、職業の選択に資する情報を提供するよう一律に義務付ける。						
規制の費用	費用の要素		代替案の場合				
1 遵守費用	新規学校卒業者の募集を行う事業主等において、新規学校卒業者の募集を行う場合、若者の職業の選択に資する情報を広く提供しよう努めるとともに、応募者等から求められた場合は、当該情報を提供しなければならないため、当該情報の整理、情報伝達等の費用が発生する。		新規学校卒業者の募集を行う事業主等において、新規学校卒業者の募集を行う場合、若者の職業の選択に資する情報を広く提供しなければならないため、当該情報の整理、情報伝達等の費用が発生する。				
2 行政費用	国において、事業主が新規学校卒業者からの求めに応じて義務を履行したか、確認するための行政費用が発生する。		国において、事業主が職業の選択に資する情報を広く提供しているか、確認するための行政費用が発生する。				
3 その他の社会的費用	その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。		その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。				
規制の便益	便益の要素		代替案の場合				
	新規学校卒業者にとっては、職場の就労実態を知った上で就職することができるようになるため、適切な職業選択を容易にするとともに、早期の離職を防止することができる。また、新規学校卒業者を募集する企業においても、企業が求める人材を円滑に採用することができる。 さらに、社会的便益としては、少子高齢化に伴い若年労働力が減少する中、新卒時におけるマッチングの向上により、我が国の将来を担う若者の雇用を促進するとともに早期の離職を防止し、円滑なキャリア形成を図ることで、社会経済の発展に寄与することも期待できる。		新規学校卒業者にとっては、職場の就労実態を知った上で就職することができるようになるため、適切な職業選択を容易にするとともに、早期の離職を防止することができる。また、新規学校卒業者を募集する企業においても、企業が求める人材を円滑に採用することができる。 さらに、社会的便益としては、少子高齢化に伴い若年労働力が減少する中、新卒時におけるマッチングの向上により、我が国の将来を担う若者の雇用を促進するとともに早期の離職を防止し、円滑なキャリア形成を図ることで、社会経済の発展に寄与することも期待できる。 しかしながら、広く情報提供を義務付けることにより、必要以上に企業の内部的な情報が流布されることになり、情報の一人歩きや悪用といったリスクが高まるおそれがある。				
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	改正案を導入することにより、企業における費用の増加はあるものの、職業の選択や求める人材の円滑な採用に資するという便益がある。また、少子高齢化に伴い若年労働力が減少する中、我が国の将来を担う若者の雇用を促進するとともに早期の離職を防止し、円滑なキャリア形成を図ることにより、ひいては社会経済の発展に寄与するといった便益を享受することができ、改正案導入に伴う費用は得られる便益と比較しても過大とは言えない。 一方、代替案のとおり、新規学校卒業者からの求めがなくとも、当該情報の提供を義務付けることとした場合には、事業者にとっては情報の一人歩きや悪用といったリスクが高まることとなり、社会的コストが増すおそれがある。 これらのことから、改正案と代替案を比較すると、改正案の方が望ましいと考えられる。						
有識者の見解その他関連事項	「日本再興戦略」改訂2014－未来への挑戦－（平成26年6月24日閣議決定）（抄） 第二 3つのアクションプラン 2－2 女性の活躍推進/若者・高齢者等の活躍推進/外国人材の活用 (3)新たに講ずべき具体的施策 ii)若者・高齢者等の活躍推進 ① 未来を創る若者の雇用・育成のための総合的対策の推進 ・求人条件や若者の採用・定着状況等の情報が適切に表示されるようにする。 労働政策審議会職業安定分科会建議(平成27年1月23日) 「若者の雇用対策の充実について」(抜粋) Ⅱ. 1 新規学校卒業者等の就職活動からマッチング・定着までの適切かつ効果的な就職支援の在り方について (2) マッチングの向上に資する情報提供 ② 職場情報の積極的な提供 新規学校卒業者の適職選択とともに企業が求める人材の円滑な採用に資するよう、労働条件に加えて職場の就労実態に係る情報が、積極的に提供される環境を整備することが重要である。						
レビューを行う時期又は条件	法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。						